

平成29年度 文教委員会資料

議案第137号

「川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」

参考資料

- ・「川崎市教育文化会館大ホール等の廃止について」

(平成29年11月22日)

教育委員会事務局

川崎市教育文化会館大ホール等の廃止について

1 大ホール施設概要

所在地	〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-3
開館年月日	昭和42年4月1日
定員	1,961名

2 大ホール廃止の理由

(1) 安定的な大ホール機能の提供を保障することができないこと。

教育文化会館の大ホール設備（舞台機構・音響・照明）の各機器類は、耐用年数を超えて使用しているものが多く、使用者（興行事業者を含む。）へのサービス低下を招く恐れがあり、安定的な大ホール機能の提供を保障することができないため。

(2) 富士見周辺地区整備基本計画において、大ホール機能を移転としていること。

平成20年3月策定の富士見周辺地区整備基本計画において、教育文化会館の大ホール機能は、改築後の体育館^{※1}に機能移転としているため。

※1 平成29年10月1日に、川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）供用開始

3 これまでの経緯（今後の予定含む）

平成28年11月22日	教育委員会への報告（大ホール廃止）
平成28年11月24日	文教委員会への報告（大ホール廃止）
平成28年12月21日	市政だより、庁内通知及び関係団体等に説明
平成28年 1月	教育文化会館だより、教育委員会及び川崎区のホームページに掲載
平成29年 3月 1日	大ホール抽選会（平成30年3月分）最終受付 以降大ホールの最終使用日（平成30年3月31日）の14日前（平成30年3月17日）まで窓口にて随時受付
平成29年10月 1日	川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）供用開始
平成29年10月24日	教育委員会で提出議案説明
平成29年11月	平成29年第4回市議会定例会 upper程
平成30年 4月 1日	「川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例」施行